

ガス小売経過措置料金規制に係る 経済産業大臣からの意見の求めに関する検討について

(趣旨)

ガス小売経過措置料金規制に係る供給区域の経済産業大臣による指定の解除に関して、令和 2 年 11 月 11 日付けの経済産業大臣からの意見の求め（資料 4－1）があった事項について、今後の検討の進め方をご審議いただく。

1. 経緯

平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等において小売料金規制を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、前記指定事由がなくなつたと認める時は、当該規制を解除することとされている。

平成 27 年～28 年の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム小委員会において経過措置料金規制の指定基準・解除基準に係る議論が行われ、整理された基準は処分基準等として規定されている。当該基準に従い、旧一般ガスみなしガス小売事業者 202 者（平成 29 年 4 月 1 日時点）のうち、現在経過措置料金規制が存置されている事業者は 9 者となっている。

令和 2 年 10 月 30 日の総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会において、現在経過措置料金規制の対象となっている東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの 3 者について、一部の解除基準を数字上は充足する状況が確認された。一方で、基準を満たすためには、「他のガス小売事業者に十分な供給余力があること」の要件を併せて満たすことが必要とされており、この点について、一部の新規参入事業者からは、将来にわたって十分な供給余力を確保し得るかどうかについての懸念が示されている状況。

上記を踏まえ、電力・ガス基本政策小委員会の議論において「他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について、電力・ガス取引監視等委員会に対して、意見を聴く」こととされ、令和 2 年 11 月 11 日付けで経済産業大臣から当委員会に対して意見の求め（資料 4－1）があったところ。

2. 今後の検討の進め方（案）

上記の事項について、当委員会制度設計専門会合において検討することとし、その結果を本委員会に報告することとしたい。

以上

経済産業省

20201105資第4号

令和2年11月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給
に係る指定旧供給区域等の指定の解除について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第二十二條第二項に規定する経済産業大臣の指定の解除に関し、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について、貴委員会の意見を求めます。